

# 公益社団法人日本鉄筋継手協会規則



昭和 54 年 4 月 18 日	制	定
昭和 61 年 5 月 9 日	改	正
平成 8 年 7 月 10 日	改	正
平成 8 年 9 月 18 日	改	正
平成 11 年 6 月 30 日	改	正
平成 13 年 4 月 26 日	改	正
平成 15 年 11 月 10 日	改	正
平成 16 年 3 月 18 日	改	正
平成 17 年 4 月 26 日	改	正
平成 17 年 7 月 28 日	改	正
平成 18 年 5 月 19 日	改	正
平成 20 年 10 月 9 日	改	正
平成 22 年 5 月 25 日	改	正
平成 23 年 3 月 30 日	改	正
平成 26 年 3 月 19 日	改	正
2021 年 5 月 31 日	改	正

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本鉄筋継手協会（以下、協会という。）定款の施行に必要な事項を定めたものである。

### (制定)

第2条 この規則の制定は、理事会の決議による。

## 第2章 会 員

### (正会員基準)

第3条 正会員は、I類、II類、III類、IV類、V類及びVI類に区分し、次のとおりとする。  
I類：圧接継手に関する事業又は業務を行い、建設業法による登録又は許可を有する法人  
II類：溶接継手に関する事業又は業務を行い、建設業法による登録又は許可を有する法人  
III類：機械式継手に関する事業又は業務を行い、建設業法による登録又は許可を有する法人  
IV類：非破壊検査に関する事業又は業務を行っている法人  
V類：建設、建設コンサルタント、建築設計、製鉄、鉄筋継手部品に関する事業又は業務を行っている法人  
VI類：I類、II類、III類、IV類及びV類以外で圧接継手、溶接継手、機械式継手等に関する事業又は業務を行っている法人

### (賛助会員基準)

第4条 賛助会員は、原則として法人とする。なお、学会等を対象として特別賛助会員を設けることができる。

### (特別会員基準)

第5条 特別会員は、協会の目的に賛同し、その達成のために協力する学識経験者とする。

### (入会手続)

第6条 入会希望者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、別に定める規定に従って申込むもの

とする。ただし、正会員 I 類、II 類、III 類及びIV 類並びに特別会員は、以下によるものとする。

(1) 正会員 I 類、II 類、III 類及びIV 類としての入会希望者は、下記イ、及びロ、の内容を含む誓約書を添えて申し込むものとする。

イ. 協会の事業を阻害しない。

ロ. 協会が定める倫理規定を遵守する。

(2) 特別会員としての入会希望者は、特別会員 1 名の推薦書を添えて申込むものとする。

2. 協会が入会を勧誘する場合は、前項の(2)の推薦書は必要としない。

#### (入会の承認)

第7条 入会は、会員資格審査委員会の審査を経て、理事会が承認する。

#### (会員の異動)

第8条 会員に異動がある場合は、次のとおりとする。

(1) 正会員あるいは法人賛助会員に異動がある場合は、書面により申し出なければならぬ。

(2) 正会員が第3条に示す基準に不適合となった場合は、会員資格を喪失させるものとする。

(3) 特別会員の会員資格の喪失は、別に定める規定による。

(4) 上記各項は、会員資格審査委員会の審査を経て、理事会が承認する。

## 第3章 入会金及び会費

#### (入会金)

第9条 会員は、入会を承認された後、1カ月以内に次による入会金を納入しなければならない。

イ. 正会員 : 100,000 円

ロ. 賛助会員 : 50,000 円

ハ. 特別会員 : 0 円

#### (会費)

第10条 会費は会員の種別に応じて年額次のとおりとする。

イ. 正会員 I 類 : 基本会費 40,000 円に事業会費を加えた額とする。

正会員 II 類 : 基本会費 40,000 円に事業会費を加えた額とする。

正会員 III 類 : 基本会費 40,000 円に事業会費を加えた額とする。

正会員 IV 類 : 基本会費 40,000 円に事業会費を加えた額とする。

正会員 V 類 : 70,000 円 (1 口 10,000 円とし 7 口) 以上

正会員 VI 類 : 70,000 円 (1 口 10,000 円とし 7 口) 以上

ロ. 賛助会員 : 50,000 円 (1 口 10,000 円とし 5 口) 以上

ハ. 特別会員 : 5,000 円

2. 前項の事業会費は、会員に所属する技量資格者数に応じ、1名につき 5,000 円とし、その資格者数は毎年 4 月 1 日現在の有資格者数とする。

3. 特別会員の会費は、理事会の決定により免除することができる。

#### (会費の納入)

第11条 会費は毎年度 6 月末までに納入しなければならない。

2. 年度の途中で入会を認められた者は、入会金とともに会費（月割計算）を前納しなければ

- ならない。
3. 会費の納入期限までに会費を納入しない会員については、当年7月に会員資格喪失を含む再請求を行い、応じない場合は、当年9月以降に開催する理事会審議を経て会員資格を喪失させる。

(入会金及び会費の使途)

第12条 入会金及び会費は、その4分の3までを管理費（法人会計）にあてることができる。

## 第4章 役 員

(理事の分掌事項)

第13条 理事の分掌事項は、次による。

- (1) 総 務  
会議の企画・運営、諸規程に関する事項、会印・会長印の管理に関する事項、事務局の人事及び管理、職員の給与、その他の理事の分掌に属さない事項
- (2) 財 務  
収支予算及び決算、財産の管理及び処分、出納及び会計の管理、協会に関する寄付行為、その他会計に関する事項
- (3) 会 員  
会員の資格、入会及び退会、その他会員に関する事項
- (4) 技 術  
鉄筋継手の技術に関する調査研究、成果の普及、技術指導、技術評価、受託研究、その他技術に関する事項
- (5) 認 証  
資格検定試験の実施及び判定、資格証明書、その他資格に関する事項
- (6) 事 業  
各種講習会・講演会の企画・実施、その他鉄筋継手の技術の進歩発展のための事業に関する事項
- (7) 広 報  
会誌・会員名簿・その他刊行物の企画・編集及び刊行並びに著作権、版権に関する事項
- (8) 教 育  
受験者・資格者のための講習会の企画・実施、その他教育に関する事項
- (9) 認 定  
鉄筋継手に関する事業者の調査・認定、その他認定に関する事項

## 第5章 会報及び刊行物

(定期刊行物)

第14条 協会は、原則として年4回会誌を刊行し、会員に頒布するほか、毎年会員名簿を刊行する。

2. 会員に対する定期刊行物の配布数は、別に定める。

(その他の刊行物)

第15条 協会は、理事会に諮って委員会の研究成果、その他鉄筋継手の技術の発展に適當と認められたものを刊行する。

(会報等の寄贈)

第16条 会誌及びその他の寄贈先は、理事会で決める。

## 第6章 委員会、事務局、技術センター

(委員会の組織)

第17条 委員会は、会員をもって組織する。ただし、特に必要がある場合には会員外の専門家を委員に加えることができる。

(委員の任期)

第18条 委員の任期は2年とする。ただし、委員会が2年以上継続する場合には、その再任は妨げない。

(委員会の報告事項)

第19条 委員会は、毎年3月末にその年度の事業報告を、また委嘱事項終了のときはその経過並びに成果に関する報告を会長に提出しなければならない。

(事務局、技術センター)

第20条 事務局に、職員若干名を置く。会長は理事会に諮り、そのうち1名を事務局長に任命する。

2. 技術センターに、職員若干名を置く。

(1) 会長は理事会に諮り、理事の中からセンター長を任命することができる。

(2) 会長は理事会に諮り、技術センター職員より副センター長を任命することができる。

(3) センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

## 第7章 雜 則

(会議の議事録)

第21条 総会の議事録は、議長及びその会議において出席した正会員等の中から選任された議事録署名人2名が署名及び押印の上、これを保存する。

2. 理事会の議事録は、出席した会長、副会長及び監事が署名及び押印の上、これを保存する。

(会計簿冊、書類)

第22条 会計の収支原簿及び証拠書類は、財務を担当する理事1名の押印を得て、これを保存しなければならない。

(規則の改正又は廃止)

第23条 この規則の改正又は廃止は、総務財務委員会の審議の上、理事会の議決による。

なお、入会金及び会費の改正又は廃止は、総会の議決による。

## 付 則

1. この規則は、昭和54年4月1日より施行する。

2. この規則の施行により、「社団法人日本圧接協会定款第6条、第7条、第8条の別に定める規程」は廃止する。

3. 平成17年7月28日改正日より施行する。

4. 平成18年9月5日社団法人日本圧接協会定款変更日より施行する。

5. 平成20年10月9日改正日より施行する。

なお、定款一部変更が認可された平成20年7月17日以前に社団法人日本圧接協会が制定している

すべての規則、規定等における「日本圧接協会」は「日本鉄筋継手協会」に読み替える。

6. 平成 22 年 5 月 25 日改正日より施行する。
7. この規則は、平成 26 年 3 月 19 日に改正し、同日より施行する。
8. この規則は、2021 年 5 月 31 日に改正し、同日より施行する。